

# ホール等利用料金のご案内

令和元年 10月 1日改正

新料金

伊那文化会館利用料 区 分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	準本本	準準本	準本準	本本準	本準準	準準準
			9:00 ～ 12:30	13:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:30	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30						
大 ホ ー ル	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	32,200	54,700	64,400	86,900	119,100	136,200	127,500	112,700	110,100	118,800	104,000	95,300
		日曜日、土曜日及び休日	41,900	68,400	77,300	110,300	145,700	168,800	157,400	139,000	136,600	147,900	129,400	118,100
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	41,900	71,200	83,700	113,100	154,900	177,100	165,700	146,500	143,100	154,500	135,200	123,900
		日曜日、土曜日及び休日	54,400	89,000	100,500	143,400	189,500	219,500	204,800	180,700	177,600	192,300	168,300	153,600
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	51,500	87,600	103,000	139,100	190,600	217,900	203,900	180,300	176,100	190,000	166,400	152,500
		日曜日、土曜日及び休日	67,000	109,500	123,600	176,500	233,100	270,100	252,000	222,400	218,600	236,700	207,100	189,000
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	61,200	104,000	122,400	165,200	226,400	258,800	242,200	214,200	209,200	225,700	197,600	181,100
		日曜日、土曜日及び休日	79,500	130,000	146,800	209,500	276,800	320,700	299,200	264,100	259,500	281,000	245,900	224,400
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	74,100	125,900	148,100	200,000	274,000	313,300	293,200	259,200	253,300	273,300	239,300	219,300
		日曜日、土曜日及び休日	96,300	157,400	177,700	253,700	335,100	388,300	362,200	319,700	314,300	340,300	297,800	271,800
	入場無料で、営業として利用する場合	平日	51,520	87,520	103,040	139,040	190,560	217,920	204,000	180,300	176,100	190,000	166,400	152,500
		日曜日、土曜日及び休日	67,040	109,440	123,680	176,480	233,120	270,080	251,800	222,400	218,500	236,600	207,000	189,000

小 ホ ー ル	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	8,500	14,500	17,000	23,000	31,500	36,000	33,700	29,700	29,100	31,400	27,400	25,200
		日曜日、土曜日及び休日	11,100	18,100	20,400	29,200	38,500	44,600	41,600	36,700	36,100	39,000	34,200	31,200
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	11,100	18,800	22,100	29,900	40,900	46,800	43,800	38,700	37,800	40,800	35,700	32,700
		日曜日、土曜日及び休日	14,400	23,500	26,500	37,900	50,000	58,000	54,100	47,700	46,900	50,800	44,400	40,600
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	13,600	23,100	27,200	36,700	50,300	57,500	53,800	47,500	46,400	50,100	43,900	40,200
		日曜日、土曜日及び休日	17,700	28,900	32,600	46,600	61,500	71,300	66,500	58,700	57,700	62,400	54,600	49,900
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	16,200	27,500	32,300	43,700	59,800	68,400	64,000	56,600	55,300	59,600	52,200	47,800
		日曜日、土曜日及び休日	21,000	34,300	38,800	55,300	73,100	84,700	79,000	69,700	68,500	74,200	64,900	59,200
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	19,600	33,200	39,100	52,800	72,300	82,700	77,400	68,400	66,800	72,100	63,100	57,800
		日曜日、土曜日及び休日	25,400	41,500	46,900	66,900	88,400	102,400	95,500	84,300	82,800	89,700	78,500	71,600
	入場無料で、営業として利用する場合	平日	13,600	23,200	27,200	36,800	50,400	57,600	53,900	47,500	46,500	50,200	43,800	40,300
		日曜日、土曜日及び休日	17,760	28,960	32,640	46,720	61,600	71,360	66,500	58,700	57,700	62,400	54,700	49,900
楽 屋	大ホール (1室について)	1号 (バス・トイレ付)	1,400	2,400	2,800	3,800	5,200	5,900						
		2号,3号	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400						
		4号,5号	1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,100						
	小ホール (1室について)	6号,7号	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400						

(単位:円)

区 分		入場料 徴収しない	入場料 1,000円以下	入場料 1,000円超え	入場無料 営業として 利用	
美術 展 示 ホ ー ル	全部を利用する場合 〔午前9時より午後6時まで〕	17,300	22,500	27,700	27,680	
	一部を利用する 場合 〔午前9時より 午後6時まで〕	第1美術展示ホール	6,200	8,100	9,900	9,920
		第2美術展示ホール	4,400	5,700	7,000	7,040
	第3美術展示ホール	6,700	8,700	10,800	10,720	
プ ラ ネ タ リ ウ ム	個 人	一 般	1回について		240	
		小・中学生	1回について		100	
	10人以上の 団 体	一 般	1人1回について		190	
		小・中学生	1人1回について		80	

備 考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する休日を除く。)をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- ホール又は美術展示ホールを入場料を徴収しないで営業のために利用する場合の利用料の額は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- ホール又は美術展示ホールを練習又は準備のために利用する場合の利用料は、この表の区分に従い、当該区分に定める額(5に該当する場合にあっては、5において算出された額)の100分の70に相当する額とする。
- 許可された利用時間を超過して利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間について(1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ)、知事が別に定める額の100分の120に相当する額とする。
- 6及び7において算出された利用料の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- 「平日」に、小ホールを美術展示ホールと「同時」に利用して展覧会を開催する場合、美術展示ホールに準じた利用料区分を適用する。
- 利用日の前40日を過ぎてホールの利用がない場合は、リハーサルとして、当該区分に定める額の100分の70に相当する額/1時間単位で利用することができる。ただし、正規時間内、舞台は現状のまま、要員配置が可能な範囲とする。
- 閑散期(4月)の大・小ホール利用料は当該区分に定める額の100分の80に相当する額とする。